建築基準法第43条第2項第2号による許可に係る包括許可基準 沼津市建築審査会承認 平成11年6月3日

改正 平成15年8月21日 平成20年8月21日 平成22年5月20日 平成30年9月25日

第1 (趣旨)

次の基準に適合するものは、建築基準法(昭和25年法律第 201号。以下「法」という。)第43条第2項第2号の規定に基づき、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないものと認め、沼津市建築審査会(以下「建築審査会」という。)の同意を得たものとして、許可(以下「法第43条許可」という。)することができるものとする。

第2(基準)

建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。)第10条の3第4項各号のいずれかに該当し、計画建築物及びその敷地が、それぞれ次に

掲げる基準に適合すること。

- (1) 省令第10条の3第4項第1号に該当するもの(広い空地) 山間地、海辺や川辺にある気象観測所、電気通信中継施設、灯台の付属施 設又は野鳥観察小屋等の建築物で、一度に多人数が利用しないもの
- (2) 省令第10条の3第4項第2号に該当するもの(公共の用に供する道) 次の各号の一に該当する幅員4メートル以上の公共の用に供する道(以下 「公有地等」という。)に、2メートル以上接する敷地に建築する建築物 ただし、当該公有地等を法上の道路とみなしたときに、法第52条第2項、 法第56条各項及び静岡県建築基準条例(昭和48年静岡県条例第17号。以下「県 条例」という。)の規定に適合すること。
 - ア 港湾法第2条第5項第4号に規定する臨港交通施設である道路(以下「臨港道路」という。)で、当該臨港道路の管理者の承諾を得たもの
 - イ 地方公共団体が管理する農道等の道で、管理者の承諾を得たもの
- ③ 省令第10条の3第4項第3号に該当するもの(十分な幅員を有する通路) 次の各号の一に該当する十分な幅員を有する通路に、2メートル以上接す る敷地に建築する建築物
 - ア 敷地と道路との間に河川、水路、国又は地方公共団体が管理する公有地

(以下「水路等」という。)がある場合で、次の1から4の全てに該当する通路

- 1 道路に至る通路は、幅が2メートル以上で、日常的に通行できるものであること。(水路等の管理者の承諾又は占用許可を受け、計画敷地の専用通路となる場合に限る。)
- 2 道路に至る通路を敷地とみなしたときに、県条例の規定に適合するもの
- 3 道路に至る通路が接する道路を前面道路として、法第52条第2項の規 定に適合するもの
- 4 水路等の部分を前面道路の幅員に加算して、法第56条各項の規定に適合するもの
- イ 次の1から4の全てに該当する通路
 - 1 道路に接続する幅員 1.8メートル以上の現に建築物の立ち並びのない通路で、日常の通行上支障がないこと。
 - 2 通路を法第42条第2項の道路とみなしたときに生じる、敷地内における後退部分が通路と一体に整備されていること。(平成22年5月19日以前に建築又は築造された部分を除く。)
 - 3 後退の際に生じる線をその通路の境界線とみなし、杭等により、将来 にわたって境界が明らかに確認できる状態とすること。
 - 4 公図上の赤道等で地方公共団体が管理し、使用承諾が得られた通路であること。(赤道の場合は使用承諾不要)

ただし、計画建築物は次の①から④の全てに該当するものであること。

- ① 現に存する建築物で、法第43条が許可制度となる以前(平成11年4月30日以前)に適法に建築されたものの建替え又は増築であること。
- ② 建替え又は増築後の建築物の用途は、従前の建築物の用途と同一であること。
- ③ 地階を除く階数が2以下又は既存建築物の階数以下であること。
- ④ 当該通路を法第42条第2項の道路とみなしたときに、法及び県条例 の規定に適合すること。
- ウ 次の1から4の全てに該当する通路
 - 1 道路に接続する幅員 1.8メートル以上の現に建築物の立ち並びのある通路で、日常の通行上支障がないこと。

- 2 通路を法第42条第2項の道路とみなしたときに生じる、敷地内における後退部分が通路と一体に整備されていること。(通路を法第42条第2項の道路とみなしたときに、法第3条により法の規定が適用されないものを除く。)
- 3 後退の際に生じる線をその通路の境界線とみなし、杭等により、将来 にわたって境界が明らかに確認できる状態とすること。
- 4 公図上の赤道等で地方公共団体が管理し、使用承諾が得られた通路であること。(赤道の場合は使用承諾不要)

ただし、計画建築物は次の①から⑤の全てに該当するものであること。

- ① 現に存する建築物で、法第43条が許可制度となる以前(平成11年4月30日以前)に適法に建築されたものの建替え又は増築であること。
- ② 建替え又は増築後の建築物の用途は、従前の建築物の用途と同一であること。
- ③ 地階を除く階数が2以下又は既存建築物の階数以下であること。
- ④ 当該通路を法第42条第2項の道路とみなしたときに、法及び県条例の規定に適合すること。
- ⑤ 防火地域及び準防火地域以外に建築する建築物は、準防火地域に建築するものとみなしたときに、法第62条第2項、第63条及び第64条の規定に適合すること。(ただし、平成22年5月19日以前に建てられた部分は除く。)
- エ 次の1から4の全てに該当する通路
 - 1 道路に接続する幅員 1.8メートル以上の現に建築物の立ち並びのある通路で、日常の通行上支障がないこと。
 - 2 通路を法第42条第2項の道路とみなしたときに生じる、敷地内における後退部分が通路と一体に整備されていること。(通路を法第42条第2項の道路とみなしたときに、法第3条により法の規定が適用されないものを除く。)
 - 3 後退の際に生じる線をその通路の境界線とみなし、杭等により、将来 にわたって境界が明らかに確認できる状態とすること。
 - 4 公図上の赤道等で地方公共団体が管理し、使用承諾が得られた通路であること。 (赤道の場合は使用承諾不要)

ただし、計画建築物は次の①から④の全てに該当するものであること。

- ① 一戸建て住宅、法別表第2(い)項第2号に掲げる兼用住宅及びその 附属建築物であること。(附属の車庫は床面積50平方メートル以内で あること。)
- ② 地階を除く階数が2以下であること。
- ③ 当該通路を法第42条第2項の道路とみなしたときに、法及び県条例の規定に適合すること。
- ④ 防火地域及び準防火地域以外に建築する建築物は、準防火地域に建築するものとみなしたときに、法第62条第2項、第63条及び第64条の規定に適合すること。(ただし、平成22年5月19日以前に建てられた部分は除く。)

第3 (建築審査会への報告)

特定行政庁は、この基準による法第43条許可をしたときは、許可の後初めて開催される建築審査会に、許可に係る建築計画を報告しなければならない。 なお、建築審査会の同意の日付は、許可の日とする。

付 則(平成11年6月3日沼津市建築審査会承認)

この基準は、承認の日から施行する。

付 則(平成15年8月21日沼津市建築審査会承認)

この基準は、承認の日から施行する。

付 則(平成20年8月21日沼津市建築審査会承認)

この基準は、承認の日から施行する。

付 則(平成22年5月20日沼津市建築審査会承認)

この基準は、承認の日から施行する。

付 則 (平成30年9月25日沼津市建築審査会承認)

この基準は、承認の日から施行する。